

1 次の文章を読み、設問に答えなさい。

江戸幕府が倒れ、明治政府が誕生します。明治政府は欧米諸国と同じように文明国と呼ばれることを目指しました。そのために、「(1)」をスローガンに、経済的にも軍事的にも国力を高め、海外植民地を持つとしました。そして、1945年、アジア・(2)戦争で敗れるまで、何度も外国との戦争を経験しました。その中で、障害者や病人は国民として肩身の狭い思いもしました。また、多くの国民から偏見を持たれ、差別された人々もいました。

そのような人々にハンセン病の患者がいました。この病気は、むかし「らい病」と言われていました。この病気はらい菌による感染症でした。しかし、明治になって大流行したコレラやペストとは違い、感染力も弱く、遺伝したりもしない病気です。また、発症には衛生状態・生活状態が大きく左右します。したがって、衛生状態の良い文明国ではほとんど見られない病気でした。現在は薬によって簡単に治ります。しかし、この病気になると、手足が麻痺したり、顔が赤くはれあがったりしてしまうので、むかしは大変恐れられました。明治の初め頃までは遺伝病と考えられていたために、家族に迷惑がかかることを恐れ、家族との縁を切り、神社の参道等で物乞いをして生活する患者もいました。それでも、ハンセン病の患者は隔離されることなく、一般の人々に交じって生活していました。

① ハンセン病患者を隔離しようとする動きが強くなるのは、1897年頃からです。日本は日清戦争の直前に、不平等条約を改正するために日英通商航海条約を締結し、治外法権が撤廃されることになりました。そして、この条約が効力を持つのが1899年からでした。日本は治外法権の撤廃を認めてもらうかわりに、外国人が日本の国内のどこにでも旅行し生活することを認めていたのです。

さらに、日露戦争で日本が勝利すると、日本は「一等国」「文明国」という意識が高まり、1907年に「らい予防ニ関スル件」という法律が制定され、ハンセン病患者の隔離が始まりました。しかし、この時はまだ放浪する患者が対象でした。

1914年にはヨーロッパを主な戦場にした(3)が始まりました。この戦争は(4)、戦車、潜水艦や毒ガスなどの新兵器が使われました。死傷者が増大し、戦争の様子もこれまでとは大きく変わりました。また、兵隊になった男性に

かわり、女性や青少年も軍需工場で働くようになりました。こうして、国力のすべてを戦争につぎ込まなければ戦争に勝てなくなりました。このような戦争は総力戦と呼ばれます。そして、戦争に勝つために心身ともに健康な国民を作ることが必要だという主張が生まれました。② 1931年、満州事変が始まり、日本の中国への侵略が本格化します。これ以降、日本の占領地は中国や東南アジアに拡大していきました。外国との大きな戦争が起こるかもしれないという危機感の中で、1907年に作られた法律は改定され、すべてのハンセン病の患者は強制隔離されることになりました。ハンセン病は遺伝病だという誤解がなくなり、患者は日本国民の健康を害する邪魔者と考えられたからです。そのために、男性も女性も赤ちゃんを作れない身体にするために手術までさせられました。また、国は手術を受けないと、患者どうしの結婚も認めませんでした。

戦争が終わってもハンセン病患者の強制隔離は1996年まで続きました。この政策への「謝罪の意」が国会で正式に表明されたのは、やっと2001年6月のことです。

問1. 文中の(1)～(4)に入る適当な語句を答えなさい。

問2. 下線部①について。なぜ、この頃からハンセン病の患者は隔離されるようになりましたか。問題文を読んで答えなさい。また、「欧米人」という語句を必ず使って答えなさい。

問3. 下線部②について。日本が占領地を増やすと、そこにもハンセン病患者がいました。政府はその占領地のハンセン病患者も隔離しました。そして、日本のハンセン病患者に占領地の患者を管理させようとする計画が考えられました。この計画は実行されませんでした。この計画を知った日本の患者は次の資料のような意見を述べました。なぜ、患者は資料のような意見を述べたのか、問題文と資料を読んで答えなさい。また、本文中の「総力戦」(二重下線部)という語句を必ず使って答えなさい。

[資料]

われわれ一万五千人は、いま胸に「日の丸」の御旗^{みはた}をかざして待機している。もし、命ぜられて許されて日本の「らい者」(ハンセン病患者のこと)が海を渡る日が来たら……。そいつらはなんでもできるぞ。「らい」も軽症だぞ。「らい」兵もいるぞ。農業技師も、教員も、作家も、詩人も、あらゆる部門にわたってのよりすぐりの日本人ばかりだぞ！用いてくれるなら…、送ってくれるなら…、日本の「らい」者は、南の北の、海の向こうの「らい」者を管理させてくれるなら…。兵隊が強いだけじゃない。銃後の備えが完全なばかりではない。日本には誇るべき「らい」者がいる。

〈藤野豊『戦争とハンセン病』(吉川弘文館)の135～6頁に掲載の資料を一部表現を改めて引用〉

このページには問題がありません。

2 検察審査会について書かれた次の文章を読み、設問に答えなさい。

警察などの捜査機関が犯罪の発生を知ると捜査を始めます。捜査機関は事件に関係があると考えられる人物に事情を聞いたり、事件現場などを調べて、犯罪を犯したと考えられる人物を特定した場合は、検察に送ります。検察はさらに捜査して、この人物に刑罰を科すように裁判所に訴えるかどうかを決めます。刑罰を科すように裁判所に訴えることを起訴といい、訴えないことを不起訴といいます。捜査の結果、疑いが晴れたり、証拠が不十分であれば不起訴にします。また証拠が充分でも罪が軽かったり、充分に反省していて裁判で有罪にして刑罰を科す必要がない場合は不起訴にします。検察が起訴した場合、裁判所は法律と事実にもとづいて有罪か無罪かを決めます。有罪の場合は、さらに刑罰を決めます。このように犯罪の捜査、裁判は法律にもとづいて行われます。最終的な判断は、裁判所が行います。

(1)権を担当する裁判所が正しい判断を行うためには、他の機関の力に動かされないようになっていなければなりません。立法権を担当する(2), 行政権を担当する(3)から裁判所が独立して仕事を進めることになっています。

ここまで、裁判が始まるまでを説明しました。しかし、裁判は検察官が起訴しなければ始まりません。それでは、多くの人が起訴して欲しいのに、検察官が起訴しなかったらどうしたらよいのでしょうか。このような問題を解決するために、最近、検察審査会が利用されるようになりました。この検察審査会はすでに1948年に設置されていました。この検察審査会のメンバーはくじで選ばれた11人によって構成されています。検察官がある事件を不起訴にした時に、その決定に不満があれば、検察審査会に不起訴は間違っていると審査を要求します。審査の結果、訴えが正しいと判断すれば検察官に再捜査を求めたり、起訴することを求めたりすることができました。しかし、検察審査会はただ求めるだけで、それ以上の強制力はありませんでした。

ところが、2009年5月、強制起訴制度が導入されました。この制度は、検察審査会が「起訴すべきだ」と議決すると、検察は再捜査をしなければなりません。

しかし、それでも不起訴であれば、もう一度審査をし、「起訴すべきだ」と議決すれば、裁判所が指定した弁護士が検察に代わって起訴できることになりました。そして、2010年1月には明石歩道橋事件^①で、さらに2010年10月には陸山会事件^②でこの制度が利用され、検察審査会は大きく注目されるようになりました。

しかし、いったん不起訴になりながら、強制起訴になるというのはどういうことでしょうか。疑いをかけられた人から考えれば、とても不利な扱いを受けることになります。それでも、この制度が導入されたのは何故でしょうか。

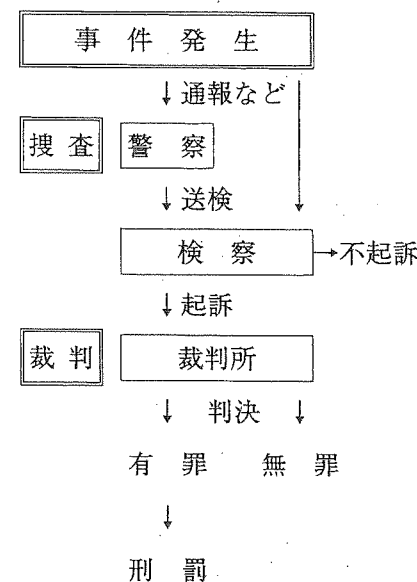
日本国憲法は、国の制度は国民の意思に基づいて運用されなければならないと定めています。しかし、起訴する権限を持っている検察官は、国民の選挙で選ばれるわけではありません。したがって、多くの人が起訴すべきだと考えている事件が不起訴になれば、これは国民の意思に反したことになります。強制起訴はこのような事態を防ぎます。

また検察は、行政機関の一つです。行政機関である検察が、起訴か不起訴かを決めることができると行政機関に都合が良い判断ができることになります。裁判は公開されていますから、たとえば行政機関・公務員の犯罪や行政機関が関わる事件の裁判で国民に知られると不都合なことがある場合は不起訴にして公開され

ないようにすることができます。そのような事態を強制起訴によって防ぐことができます。

そして検察官は、裁判官と同じように司法試験に合格した法律の専門家です。普段も多く法律の専門家と一緒に仕事をしています。そのような環境で仕事をしていると、起訴するか不起訴にするか判断するときに、市民の感覚と違ってきてしまうことも考えられます。市民の感覚では起訴すべきであるのに、感覚のずれから検察官が不起訴にした場合、それをあらためるのが強制起訴です。

犯罪捜査・裁判の流れ



〔資料〕 明石歩道橋事件

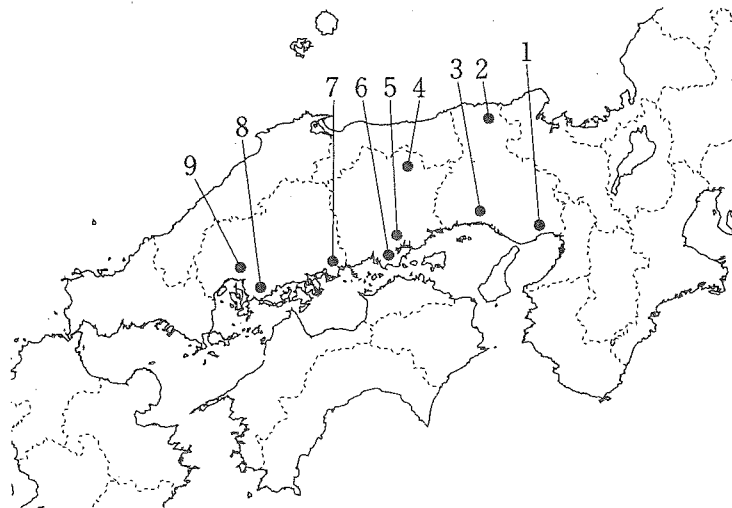
2001年7月に明石市で行われた花火大会の際に花火見物の人が歩道橋に集まり、将棋倒しになったり、下敷きになって死傷者が出た事件。市役所・警察署・警備会社の担当者は起訴されて、有罪となった。しかし警備責任者の警察署長・副署長は不起訴とされた。

〔資料〕 陸山会事件

民主党元代表の小沢一郎さんの資金管理団体「陸山会」の政治資金収支報告書が正確に書かれなかったことにより政治資金規正法に違反したとされた事件。政治資金収支報告書は小沢さんが指示して、小沢さんの秘書が作ったとされる。2009年10月に小沢さんと秘書3人が捜査を受けて、秘書3人は起訴され有罪となったが、小沢さんは不起訴とされた。

問1 (1)～(3)にあてはまる語を答えなさい。

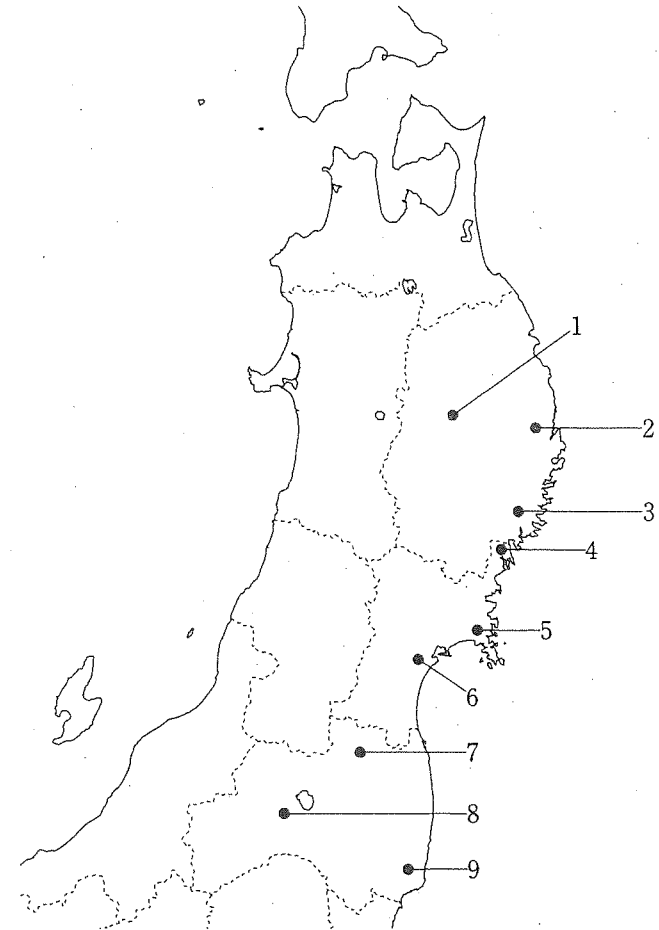
問2 下線①の明石歩道橋事件は神戸市で裁判が行われました。(ア)神戸市の位置を地図中の記号で答えなさい。(イ)神戸市が属する府県名を答えなさい。



問3 下線②の陸山会事件の被告小沢一郎さんは岩手県選出の国会議員です。

(ア) 岩手県の県庁所在地はどこですか。答えなさい。

(イ) その位置を地図中の記号で答えなさい。



問4 裁判所には最高裁判所と下級裁判所があります。下級裁判所の種類を2つ
答えなさい。

問5 下線③は日本国憲法の基本原則の1つになっています。この基本原則を漢
字4文字で言い換えなさい。

問6 最近、検察審査会が注目を集めているのは、その役割が大きく変わったか
らです。どのように役割が変わったのか、本文を参照して答えなさい。

問7 不起訴は、捜査の対象になっていた人物にとって有利な結果ですが、強制
起訴されると不利になります。それにもかかわらず、このような制度が設け
られているのは、なぜでしょうか。本文を参照して3つ答えなさい。

(朝日小学生新聞2011年2月2日および2012年4月27日から作成しました。)

2013年度 社会解答用紙 (第1回)

受験番号	
------	--

総点	※
----	---

1

問1	1		2	
	3		4	

※

問2	
----	--

※

問3	
----	--

※

小計	※
----	---

2

問1	1		2	
	3			

※

問2	ア		イ	
----	---	--	---	--

※

問3	ア		イ	
----	---	--	---	--

※

問4	
----	--

※

問5	
----	--

※

問6	
----	--

※

問7	

※

小計	※
----	---